

社会福祉法の 改正趣旨・改正概要

1. 地域共生社会の実現に向けたこれまでの検討の経緯
2. 地域共生検討会での議論
3. 新たな事業の枠組みと考え方
4. 地域共生のモデル事業について
5. 今後の施行スケジュール

※ 本資料については、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

1. 地域共生社会の実現に向けた これまでの検討の経緯

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

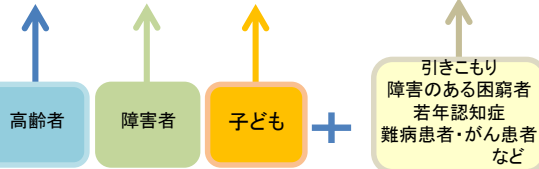
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

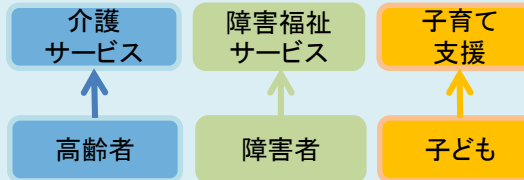
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがい**を共に創り、**高め合うことができる「地域共生社会」**を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの**地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み**を構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

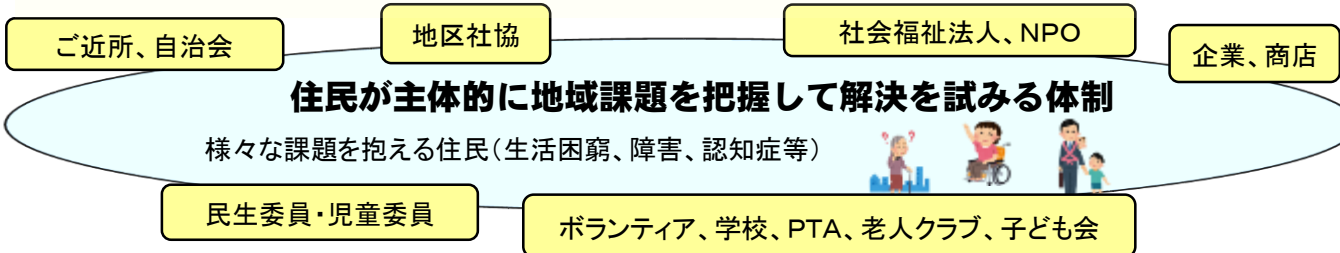
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）

（１）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

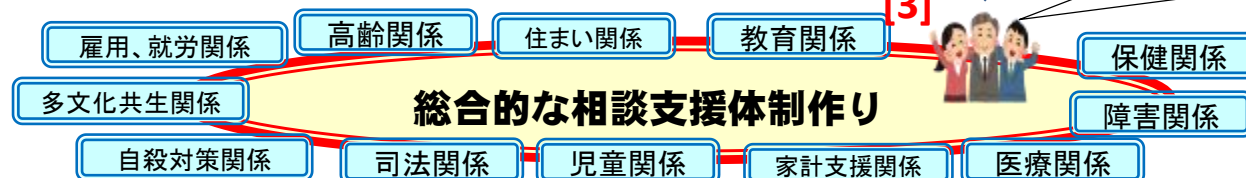
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



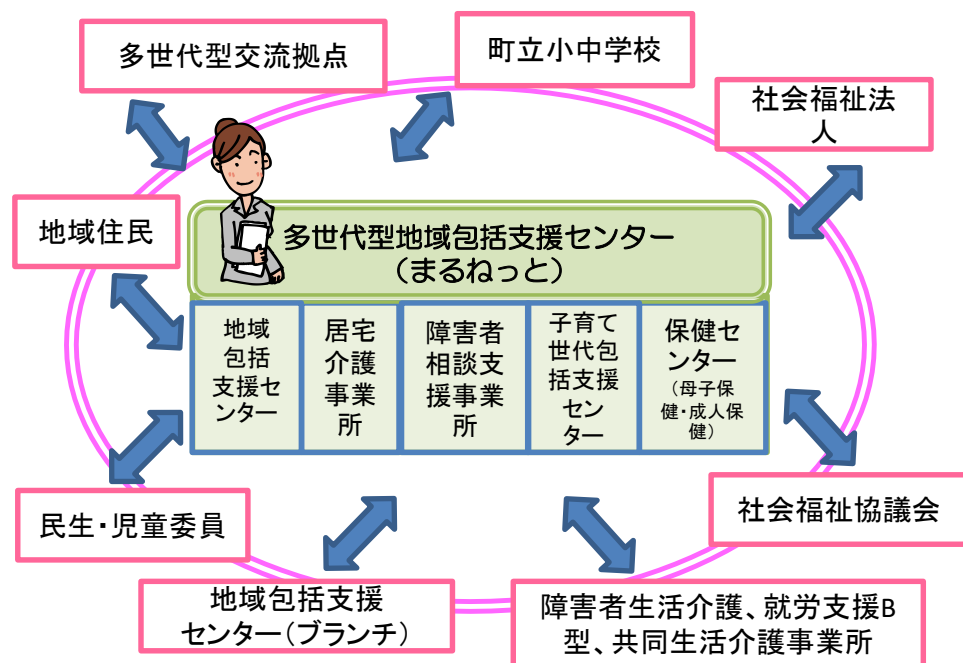
新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

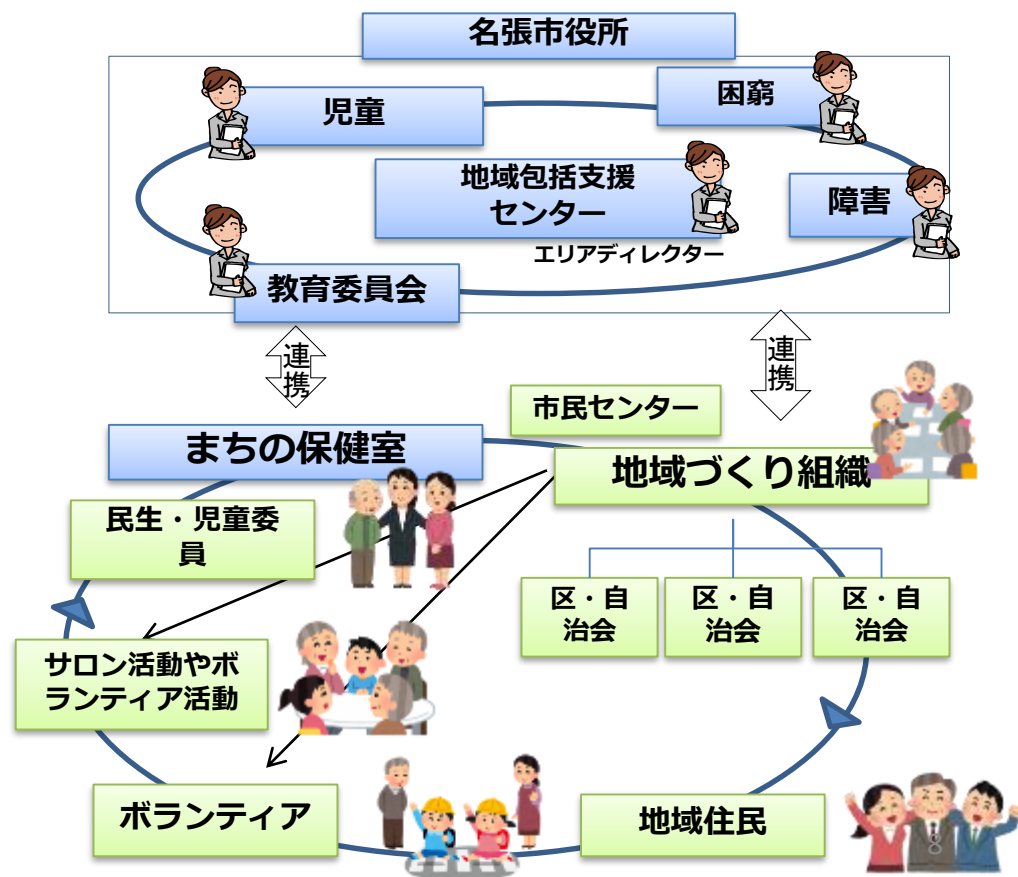
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
B市	・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
C市	・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。

2. 地域共生検討会での議論

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

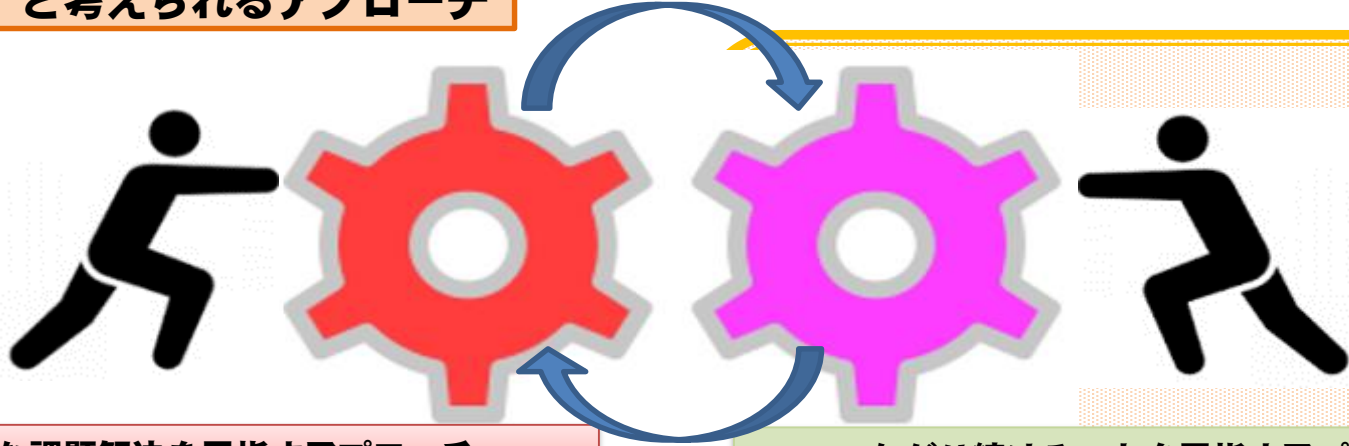
- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかなでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

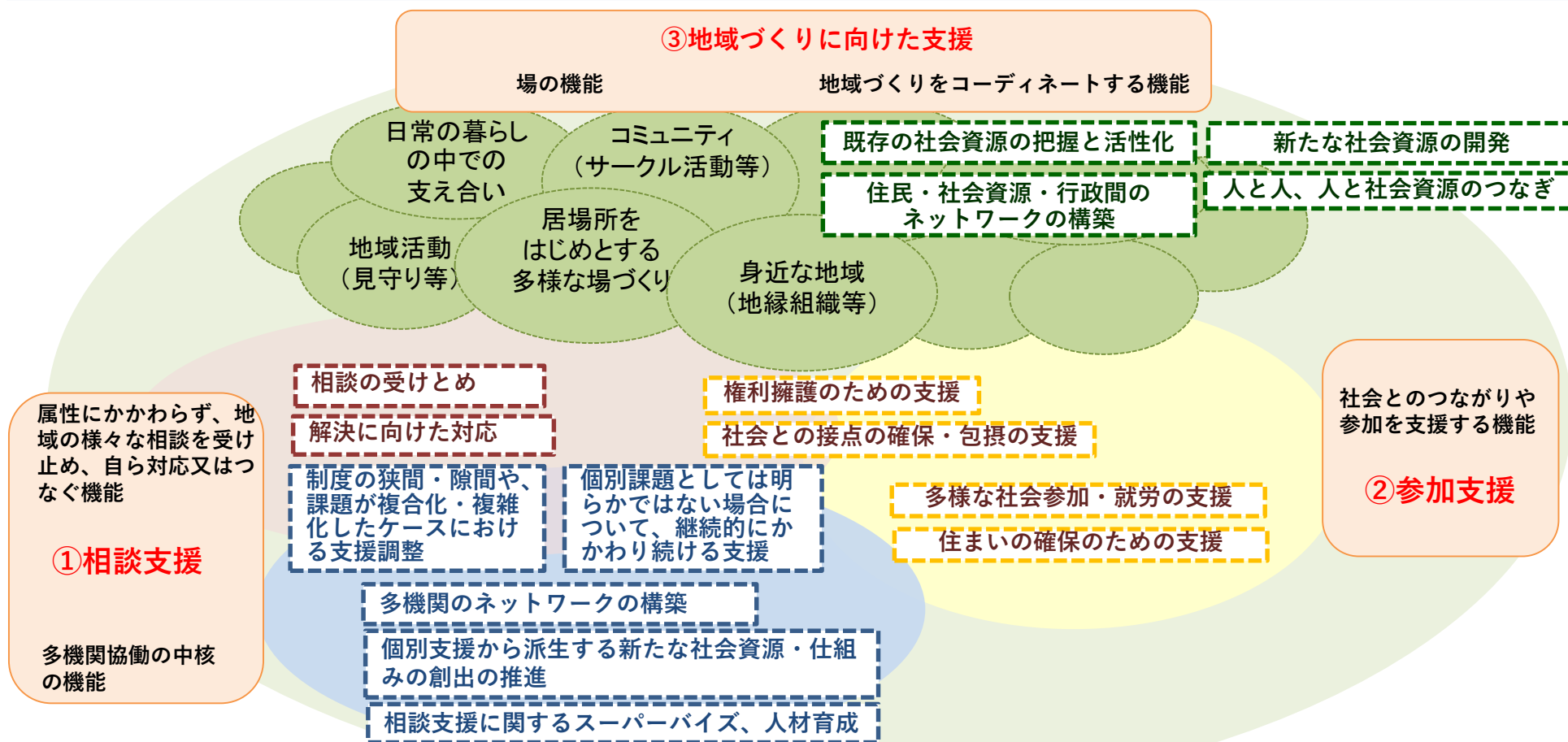
◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

③地域づくりに向けた支援

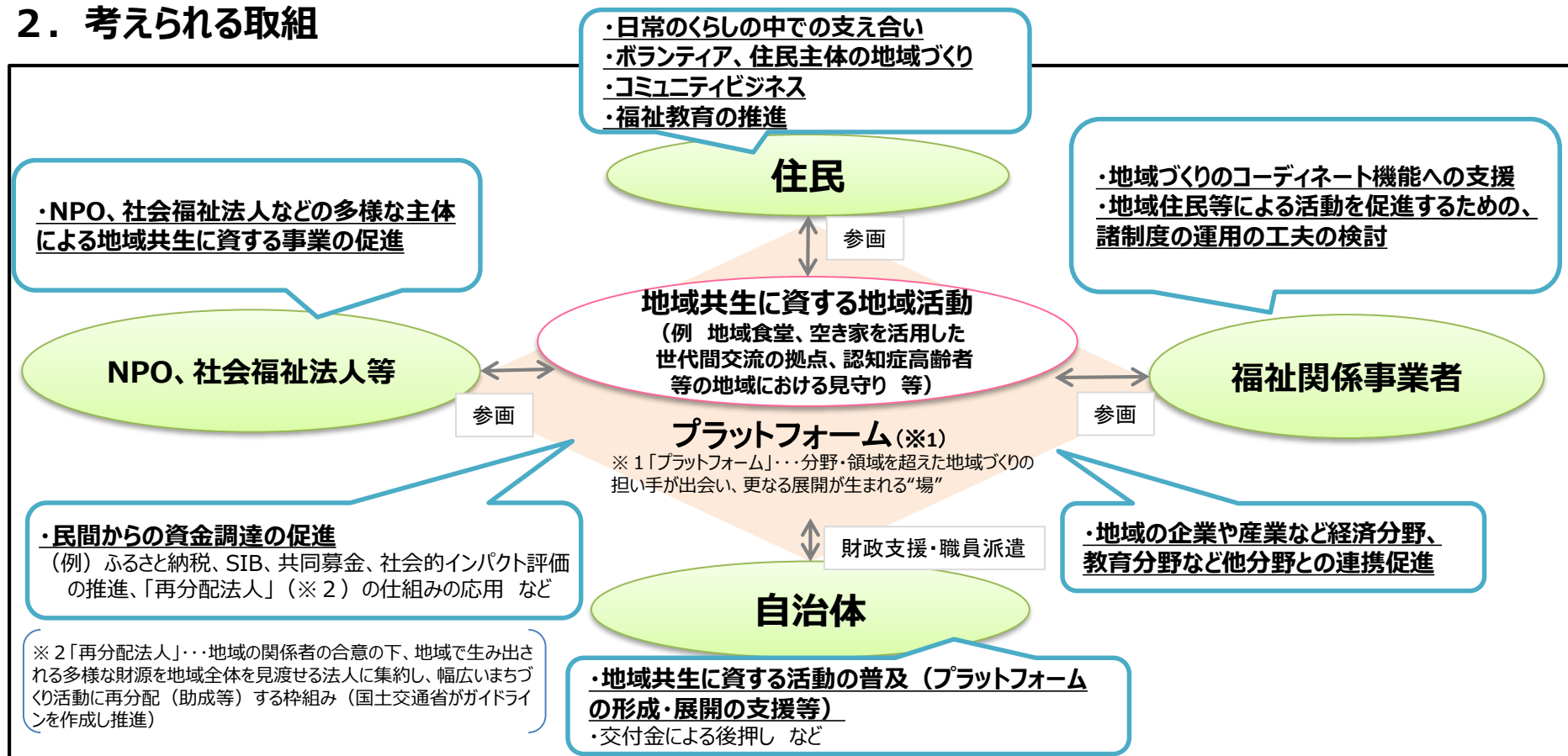
◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組

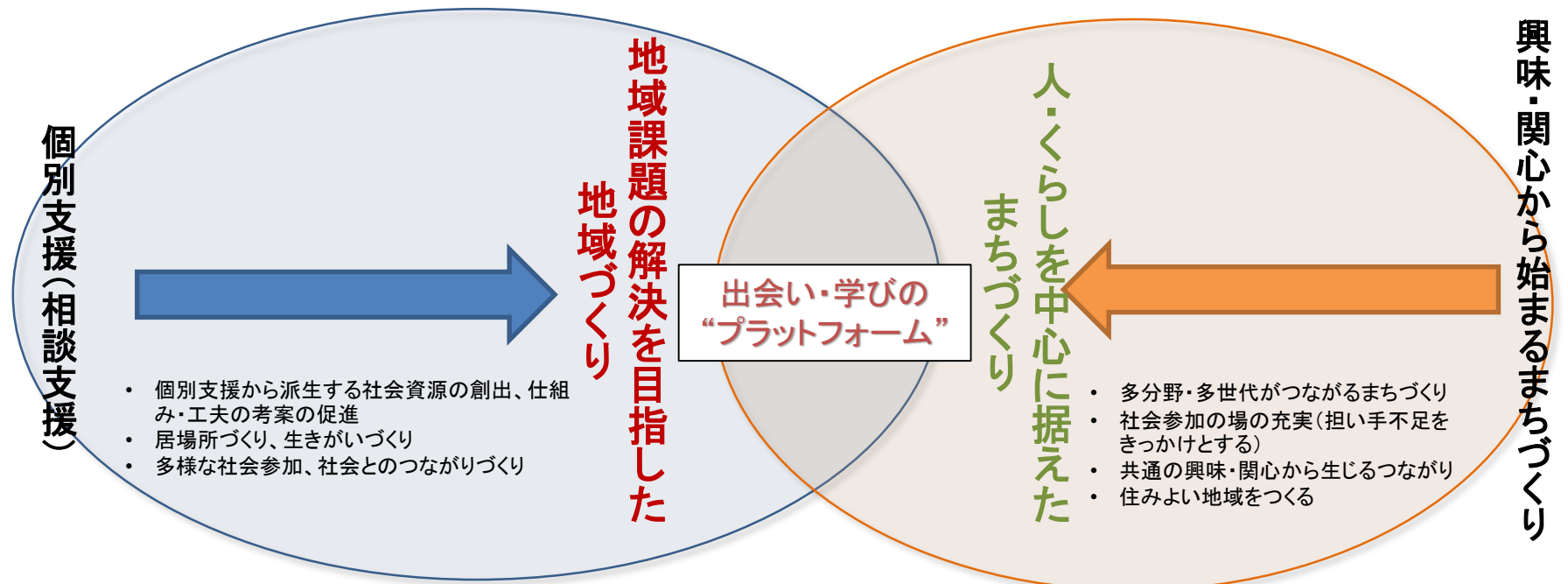


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円

(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

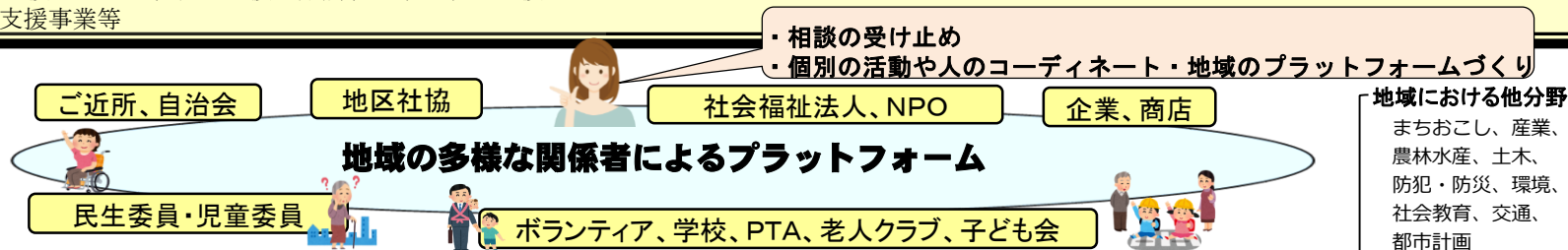
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

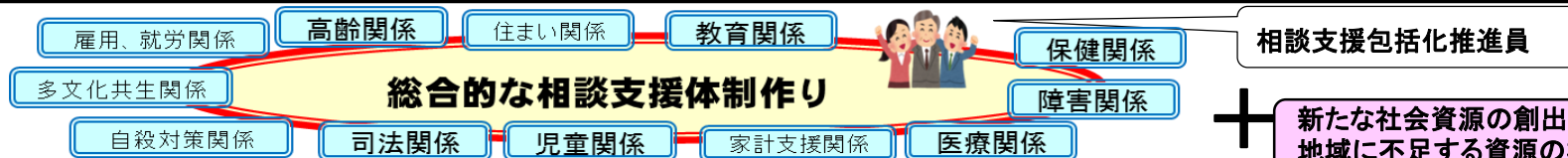
◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表 植草学園大学 客員教授
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで）
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から）	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年 5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年 5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年 6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年 7月 5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年 7月16日（火）	中間とりまとめ案について
（第6回）2019年10月15日（火）	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
（第7回）2019年10月31日（木）	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
（第8回）2019年11月18日（月）	これまでの議論をふまえた整理
（第9回）2019年12月10日（火）	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拋出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拋出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

3. 新たな事業の枠組みと考え方

3 － 1 . 新たな事業の枠組みと考え方

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。
 - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
 - ＜最終とりまとめで示された方向性＞
 - 本人・世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
- (※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)
世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など) 等

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

新たな事業の枠組み

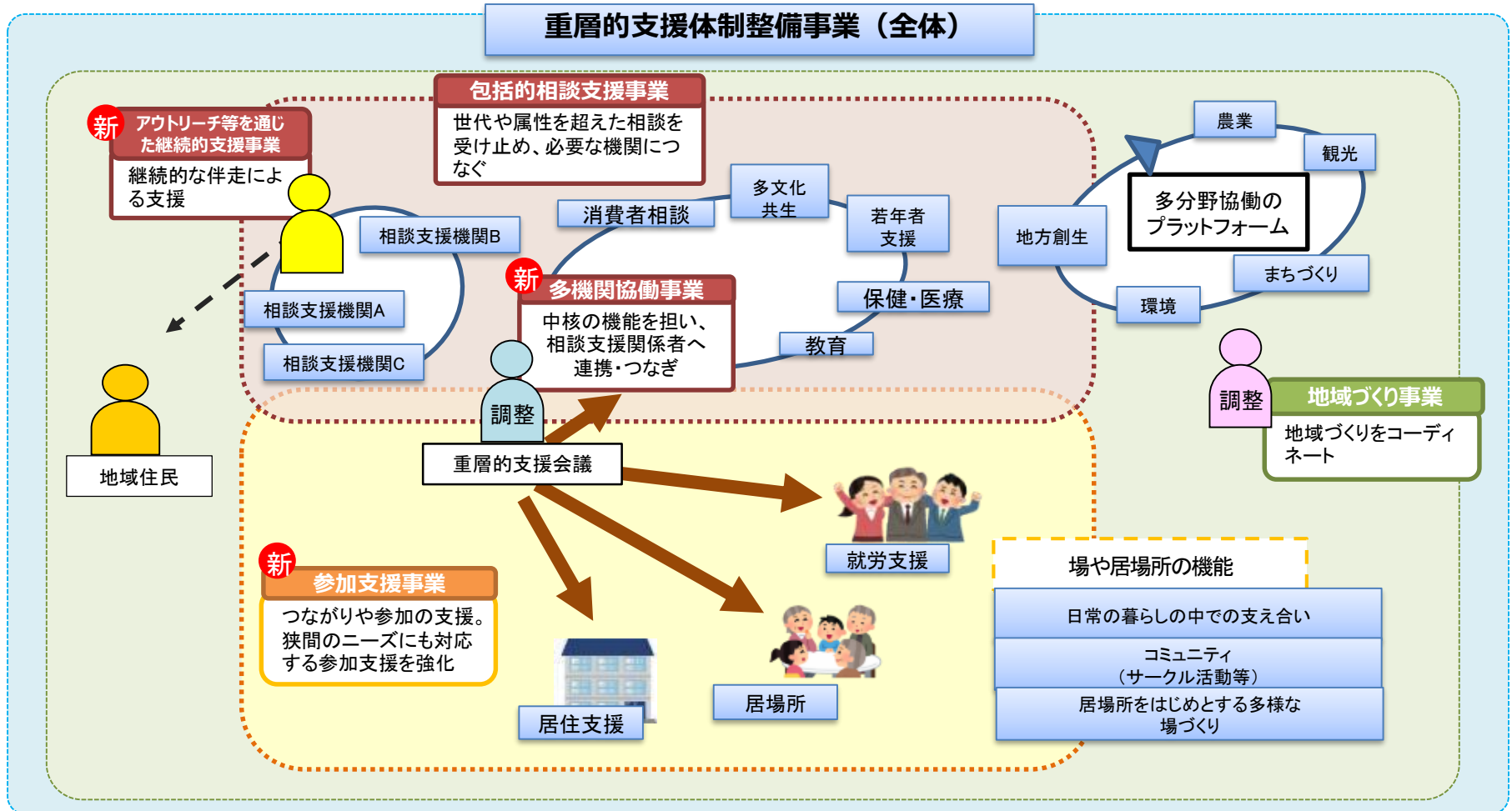
- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
 - ①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
 - ②参加支援、
 - ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、「重層的支援体制整備事業交付金」を創設し、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
 - ※ 市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○以下の2つの機能を強化

- ①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施

（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど

（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○以下の場及び機能を確保

- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

事業の実施により何が変わるのか

- 市町村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする。
新しい「窓口」をつくるものではない。
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援機関を活かしてつくる
 - 構築に必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能・財政支援を強化
- 体制づくりに必要な費用について、財政支援を一体的に行う仕組みにする。
 - 各制度で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
(例) ひきこもりの状態にある方への支援、生活保護受給者の方への支援 など

複合的な課題

関係性の貧困／
狭間のニーズ

子ども

障害

高齢

生活困窮

生活保護



子ども

障害

高齢

生活困窮

生活保護

3つの支援を一体的に取り組む理由

市町村が新たな事業について「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施することで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

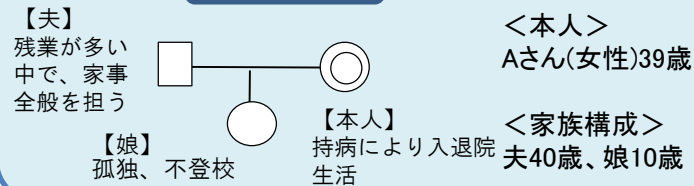
(期待される効果)

- 1 狭間のニーズに対応した、就労や一時的な住まいの提供など「参加支援」の推進を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進むことで、「相談支援」もより効果的に機能すること
- 2 「地域づくりに向けた支援」を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、個人や世帯が抱える課題に対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声かけをすることなどを通じ、「相談支援」へ早期に繋がること
- 3 「地域づくりに向けた支援」を通じて、新たな社会資源が開拓・開発されることにより、「参加支援」において、それらの社会資源に働きかけ、相談者のニーズや課題に応じたメニューが整備しやすくなること

→ 3つの支援を一体的に実施し、セーフティネットの強化を図ることは、平時だけでなく、災害発生時の支援体制の充実に繋がる。

新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成



◆ 支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

＜相談の始まり＞

- ・ 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
 - 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
 - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
 - Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

＜相談後すぐに行った支援＞

- ・ Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・ 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

＜その後の経過＞

- ・ Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・ 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

＜断らない相談支援の効果＞

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

＜参加支援の効果＞

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

＜地域づくりに向けた支援の効果＞

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に見出す機能が醸成された。

3つの支援を組み合わせることによる効果

- 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。

包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

○ 支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

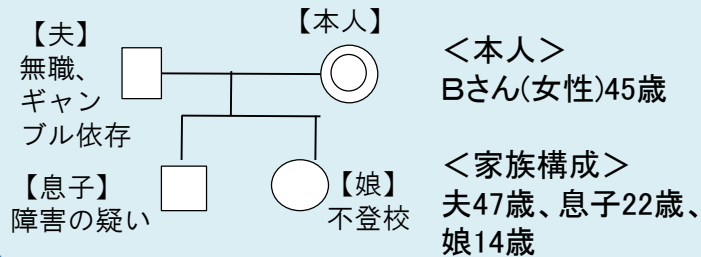
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける**
各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

家族構成



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話を聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

＜家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす＞

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
(夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
(息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
(娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
(地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。



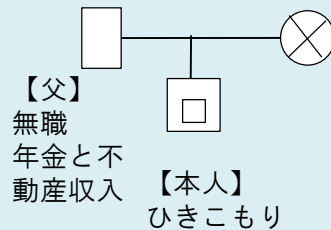
＜多機関との連携による支援＞

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

○ **社会とのつながりを作るための支援を行う**

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**

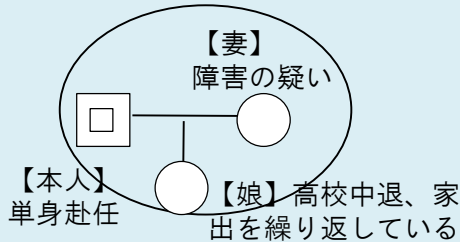
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(取組例)

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

家族構成



<本人>
Cさん(男性)35歳
<家族構成>
妻35歳、娘18歳

支援のきっかけ

- 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
 - ・ 娘（18歳）は、高校を中退し家出を繰り返している。
 - ・ 妻（35歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

<課題の概要>

娘	・ 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	・ 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 ・ 娘との関係性が悪化している。
本人	・ 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 ・ 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

<娘>

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらう。

<妻>

- 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
- 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

- 参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネートしたことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に応えることができた。
- 既存の社会資源を最大限に活用した支援を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。

「参加支援」の政府答弁①

令和2年6月2日 参・厚労委 議事録（抄）

○山本香苗君

今回新たに創設されます参加支援についてお伺いさせていただきたいと思います。参加支援とは既存の取組では対応できないはざまのニーズに地域資源をフル活用して支援することだと伺っておりますが、具体的にどのようなものでしょうか。

○政府参考人（社会・援護局長）

まず、参加支援という言葉でございますけれども、元々、初めは出口支援という用語を用いておったんですけれども、地域共生社会推進検討会におきまして、その出口支援という言葉が問題解決型の支援をイメージさせて、時間を掛けて、継続的な支援を行うといった意図がなかなか伝わりにくいという意見があったことを踏まえまして、社会参加に向けて支援との趣旨で参加支援という用語を使用する事になったという経緯がございます。

議員がお尋ねの参加支援でございますけれども、本人、世帯の状態に寄り添った、社会とのつながりを回復する支援でございます。相談支援で本人や世帯の課題等を整理する中で、介護、障害、子供、生活困窮者等の既存の制度があればいいんですけれども、既存の制度に適した支援メニューがない場合に、本人や世帯の支援ニーズを踏まえて、就労支援や居住支援といった適切な支援が提供されるよう、民間団体など地域の資源との間を調整していくことを想定しているものでございます。

具体的な活用場面といたしましては、例えば、住まいの確保に困難を抱える方に対しまして、既存の入所施設の空き室を活用した居住支援が行われるよう調整するといった支援が想定されます。こうした支援におきましては、市町村が民間団体など地域の資源に働きかけ等を行いまして、今までにないはざまのニーズに対する支援を柔軟に提供いただけるように調整することが重要と考えております。

今後、具体的な事例なども含めまして事務連絡を市町村に発出することを通じまして、地域の実情に応じた柔軟な取組が生まれるように支援して参りたいと考えております。

○山本香苗君

仙台市に全国コミュニティライフサポートセンター、CLCというのがあるんですが、ここは、対象者の属性にとらわれない、どんな状態になっても誰もが地域で普通に暮らせる仕組みをつくろうと活動されております。

例えば、手帳のない障害のある方、支援機関につながって居ないけれども支援の必要な認知症の方、行き場のない虐待やDV被害者、火事だとか延焼で突如家、居場所を失った方とか、とにかく誰でも24時間365日受け入れておられます。昨年ちょっとお伺いさせていただいたんですが、まさに既存の取組では対応できないこのはざまのニーズに対応している取組で、参加支援そのものだと思います。

いきなりここまで完璧な参加支援が全国どこでもできるわけではないんですが、例えば、一部の地域に入所施設に空きがあります。この空きを活用して、緊急一時支援が必要な方を受け入れるというのはありだと思うんです。そこで、今日は大島老健局長と、そして渡辺子ども家庭局長と、そして橋本障害福祉部長にお越しいただきました。

今回の参加支援の創設を契機にして、この人口減少が進む中で、地域共生社会の実現の観点から、介護、また障害福祉、子育て支援の各分野においても、施設の空きスペースを有効活用するという観点から具体的な方策を是非とも検討させていただきたいと、お知恵をいただきたいんですが、（略）三局長のところから具体的なメニューをあげていただきたいと思いますので、宜しく願いいたします。

⇒次頁に続く

「参加支援」の政府答弁②

令和2年6月2日 参・厚労委 議事録（抄）

○政府参考人（老健局長）

これから自治体の窓口なり施設の団体を通じて集めていきたいと思いますが、例えば特養に関しましては、昔から地域交流スペースというのを整備に合わせで作ったりしているところもありまして、地域のボランティアの方々に開放したりとか、そこで認知症カフェを開催したりとか行われていますが、最近はやはり子供食堂的な動きですね、子供に食事を提供したり学習支援を行ったりという例も出てきておりまして、多世代交流の取組にも使われております。

それから、住まい支援という観点から、養護老人ホームでは措置でない契約による入所を全体の20%までできるという扱いをしております、そこをうまく活用して、住まいの確保に配慮が必要な方に住まいを提供するということがあると思います。

それから、こういう補助金の適用上は、一時的な利用に関しては目的外の使用ができることになっておりますので、そういった枠組みを活用すれば制度間の制約も少ないと考えております。

○政府参考人（子ども家庭局長）

子供の施設につきましても、人口減少が進む中で、また一方で家庭の養育力というのも非常に今弱まっておりますので、やはりこれからの児童福祉施設の在り方としては、入所している子とか通ってくる子を持つという待ちの姿勢ではなくて、やはり地域に開かれたものとして積極的にニーズをくみ上げて行く必要があると思っています。

例えば、保育所などでは既に空きスペースを使って地域の子育て支援とか、あるいは発達支援が必要な子供さんへのサービスなどを行っているところもありますし、また、もう少し年長の方の自立援助ホームなどでは、特に思春期問題などについての相談支援なんかについては非常にノウハウもありますので、そのホームにいた子供さんたちだけではなくて、もう少しその地域に出て行って、そういったニーズをくみ上げるということも考えられるかと思っております。

そういった意味では、今回のこの法改正を契機にして少し思考を柔軟にして、地域の様々なニーズをくみ上げながら、どういったことができるかということを考えていきたいと思っております。

○政府参考人（障害保健福祉部長）

障害福祉の関係の施設や事業所につきまして、利用者の支援に支障がなければほかの用途に用いることは可能でございますので、これまでも、例えば空きスペースを活用して、就労継続支援事業を行っている障害の施設が生活困窮者に対して就労訓練事業を実施するということもできるというふうな、そんな柔軟な取組を促してきたような経緯もございます。

今後、この法律案に基づく参加支援というものが創設された暁には、各地域の障害福祉関係の施設や事業所が持っているノウハウを有効に活用して様々な、多様なニーズに貢献することができるということで、関係部局と連携しながら必要な検討を進めたいと思っております。委員の方からは、例えば就労継続支援B型で障害者手帳をもっていない引きこもりの方への支援とかを行ってみてはどうかと、そんなふうなアイデアもいただきました。

就労継続支援のB型という事業所は、なかなか一般就労が難しい方々に対しても福祉的な就労の場を提供する存在としてこれまでもいろんなノウハウを培ってきた存在であり、また障害関係の施設の中では全国で一万を超える施設がございますので、そういう意味では非常に身近な存在としての地域資源でもございます。そういった様々な意味におきまして、既存施策の中で拾い切れない方々を支援に結び付けていく上で一定の役割を果たし得る可能性というものは十分にある存在だというふうに思いますので、そんなことも念頭に置きながらしっかり検討させていただきたいと思っております。

○山本香苗君

この重層的支援体制整備事業の（略）肝は参加支援だと思うんですね。断らない相談支援やっても、別に支援員の人が断るということじゃないんですね。支援がないから断らざるを得ないという状況になるわけですけど、この参加支援というものができることによって、今までは相談と居場所というだけだった、間のところで新たな、この地域資源を活用しながら支援ができていくと。ただ単に参加してくださいという話じゃなくて、参加する環境を地域資源全部フルに活用してやっていくという新たな仕組みでありまして、是非ともこれをうまく活用していきたいなと思っておりますので、宜しく願い申し上げたいと思っております。

地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。

また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う中から新たな展開を育むために、分野を問わないプラットフォームを形成したり既存のものを活性化する。

地域づくりの事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない場や居場所を常設型で設置するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行うコーディネーターを複数配置することも可能となる。

常設型の場での取組み例 ※各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせ取組を行うことを想定

- 気軽に立ち寄り、ただいことができる場として、コミュニティカフェが多様な人の居場所になる。
- 障害者や就労経験のない若者のはたらく(役割のある)場になる。
- コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手としてアクティブシニアが活躍
- フリースペースで、子育て広場(事業)と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだいが一緒にいられる場となる。
- フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、多様な活動を支援
- コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、学びが促進され地域でのつながりが広がる。

<コーディネーターによる取組み>

- コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者とのふだんの会話から、課題ややりたいことを発見し、新たな地域活動の創出につなげる。
- コーディネーターが複数配置されることにより、人材育成もしながらチームで活動でき、地域の行事や集まり(地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会(民児協)の定例会等) にも参加し、地域活動にかかわる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる。
- 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の情報を把握する。
- 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介
地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

場の確保

- 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置

◆間取りイメージ



- 精神保健福祉士1名が専従。
(週5日勤務/地域活動支援センター機能を担う)
- 子育て経験のあるスタッフ2名が週3日勤務
- 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして2名を配置
(週5日勤務)
- 法人事務職員2名がコーディネーターを兼務
(週5日勤務)

コーディネーターの配置

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた活動場所が確保しやすくなるとともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、既存の地域活動が強化されるとともに、多様な活動が新たに生まれやすくなる。

地域づくりの事例②

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
- 住民に身近な地域を圏域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取り組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

複数分野の事業・活動を一体的に実施する取り組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

- 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
- 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に1回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

- 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
- プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
- 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座（パソコン教室等）も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
- 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が出入りする出会いの場となる。

自主的な取り組みにコーディネーターが関わることにより、活動の継続性が高まったり活動が増える例

- 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
- コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に取り組みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
- 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめの活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン＋ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
- コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

多種多様なプラットフォームの事例 ①(兵庫県芦屋市)

平成29年度から、行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場！」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

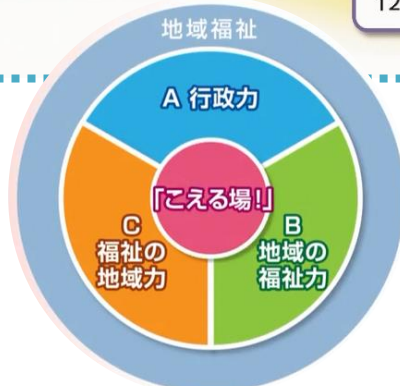
平成30年度「こえる場！」の取組

- ・企業・団体等が日ごろの活動の中で感じている地域課題や企業・団体等が持つ強みや資源に関連するテーマを提案。
- ・テーマに関心のある人が集まり、5つのグループに分かれて、取組を進める。



(参加企業)(令和元年8月時点)

アイザワ証券(株)／(株)アクティブライフ／朝日ヶ丘コミュニティ・スクール／芦屋いずみ会／(学)芦屋学園芦屋大学／(福)芦屋市社会福祉協議会／芦屋市商工会／(特非)芦屋市体育協会／芦屋市民生児童委員協議会／芦屋市レクリエーションスポーツ協会／(株)芦屋人／尼崎ENGAWA化計画／(株)笠谷工務店／(福)かんでん福祉事業団エルホーム芦屋／(福)きらくえんあしや喜楽苑／(学)甲南学園甲南大学／(一社)コミュニティ援助センター／(特非)コミュニティリンク／(特非)さんぴす／(株)ジェイコムウエスト／(福)聖徳園あしや聖徳園／生活協同組合コープこうべ／地域福祉アクションプログラム推進協議会／ちきゅうっ子応援隊／(株)トライグループ／(特非)人間中心設計推進機構関西支部／阪急阪神ホールディングス(株)／兵庫県住宅供給公社／(福)兵庫盲導犬協会／(株)フィッシングマックス／(株)プランツ・キューブ／(株)ポップ・アイディー／ミズノ(株)／(株)三井住友銀行／(株)ラジオ関西



- ・庁内連携の推進(横断的な組織整備)
- ・公民協働型の職員の育成
- ・専門機関との連携
- ・地域における活動の促進
- ・企業・団体等多様な主体との連携
- ・目指すべき未来の共有

等

多種多様なプラットフォームの事例 ②(松戸市)

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

いいばしょ 居場所 みつけましょ！ ～東部地区地域づくりフォーラム～

カフェでゆったりコーヒーを

ゲームで盛りよう！

一緒に豚汁を食べよう！

何もしないでただ過ごすだけでもOK

みんなで豚汁をつくろう！

当日定席 100名まで 無料提供

事前申し込み 定席 20名

いいばしょ 居場所 みつけましょ！

東部地区地域づくりフォーラム

入場無料

2019年3月3日(日) 10:00～14:00 (調理予約者 受付開始 9:45～)

東部市民センター (松戸市高碑新田4-9-9)

※駐車場のご利用はご遠慮ください。公共交通機関をご利用ください。ご理解と協力をお願いします。

① インフォメーション

- ※ 困ったことがあれば、名札をつけているスタッフにお声がけください。
- ※ 豚汁・ご飯の提供は先着100名までとなります。
- ※ 記録用として写真撮影を致します。万が一ご不便がございましたら、スタッフにお申し付けください。

主催：東部地区地域づくりフォーラム実行委員会 松戸市 高齢者支援課

地域の声をキャッチアップ

まつどNPO協議会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を
地域で考える



生活支援コーディネーター
を配置

地域住民だけでは
解決が困難なこと

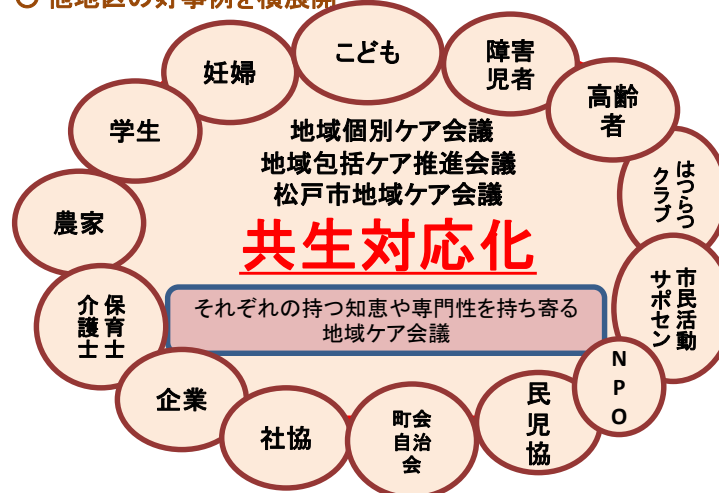
東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子供達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を横展開



多種多様なプラットフォームの事例③（東京都文京区）



文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「フミコム」を開所。多様な主体が協働する場をコーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

「つながる・つなげる・踏み込む」

○フミ：文京＝文(ふみ)の京(みやこ)
コム：community communication

○踏み込む！

人と情報が
集う場を
つくります！



◆フミコム cafe

地域に関するさまざまなテーマのゲストの話を聞きながら、新たなつながりや、次のアクションを生み出すキッカケのイベント

◆フミコム朝活

休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座
例)グラフィックレコーディングなど

◆活動入門講座

地域のことや課題を知った後のステップとして、各自ができる行動に踏み出すための準備の講座
例)複業講座、定年前の世代向け講座

地域活動・NPO活動など
専門相談や活動を
サポートします！



◆団体力強化講座

広報や資金獲得など、団体の組織運営や活動の企画する際のヒントとなる講座

◆専門相談

外部の専門家による団体の課題に合わせた各種相談

◆コミュニティマイスター等による相談

経験豊富なスタッフによる専門的な総合相談やネットワーク支援を実施

つながりを生み出すための
コーディネートや
マッチングを行います！



◆企業や教育機関のネットワーク

地域や社会貢献に関心のある企業や教育機関のネットワークを組み、新たなつながりをコーディネートすることで地域活性化や課題解決を図ります。

◆「Bチャレ」(提案公募型協働事業)

NPO・企業・行政・学校・ソーシャルビジネス等の新たなつながりによる、地域活性化や地域課題解決のための協働事業を募集し、助成します。

地域福祉コーディネーターとフミコムの両輪での事業推進

地域福祉
コーディネーター
(地域福祉推進係)



フミコム

組織内での
情報・戦略
共有

- 「地縁」に強い
- 「福祉」に強い
- 地域の課題「発見」力

- テーマ型活動に強い
- 福祉以外・地域外の資源
- 協働による課題「解決」力
- 福祉職だけでは担えない
中間支援

集まらない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

- フミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降はオンラインで開催。
- コメント機能等を活用してゲストと参加者の双方向のやり取りも行い、新たなつながり方を実現。



【フミコムの活動から見てきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。
⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは俯瞰して「繋ぐ人」
- 「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の“言語”の違いへの認識が必要
- 福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる

多種多様なプラットフォームの事例 ④(岡山市)

地域づくりの拠点の一つである公民館の職員と支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネートするため、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。

取組の概要

- 岡山市では公民館がESD(持続可能な開発のための教育)や市民と協働した取組を推進し、**地域づくりの拠点の一つとして重要な役割を担うとともに、公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援。**
- このため、支え合い推進員が活動するにあたって、公民館をはじめとした関係課・関係機関の協議の場を全庁、地域単位でそれぞれ設け、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

取組における工夫・ポイント

- 保健福祉の上位計画である**地域共生社会推進計画**と**公民館基本方針**において、それぞれ**連携を位置づけ、地域づくりを推進。**
- 関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、小・中学校地区レベルでは、公民館職員、保健福祉関係職員で構成する**地域づくり支援ネットワーク**を立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。(概ね1ヵ月に1回開催)
- 支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを**地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を協働で実施。**

取組の成果

- 支え合い推進員や公民館職員等が連携して地域づくりを行うことで、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、**地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与。**

【とみやま助け合い隊の結成】

公民館職員、支え合い推進員、地域住民等が参加する「小地域ケア会議」で地域ニーズを整理したことをきっかけに、地域住民が困りごとと支援をする「とみやま助け合い隊」を結成。
公民館職員が後方支援しながら、地域住民が公民館でサポーター研修を開催し、担い手を育成。

支援例:ゴミ出し、パソコンの設置・操作、草取り、病院等への付き添い等

【地域を支え合う協議体、チーム大元の結成】

公民館、支え合い推進員等がチームで地域のキーパーソンとの関係づくりを行うことで、地域住民が主体的に支え合いを考える協議体を設置

行政が一歩退き、本気度を感じた。住民もできることをしていきたい。



実施体制

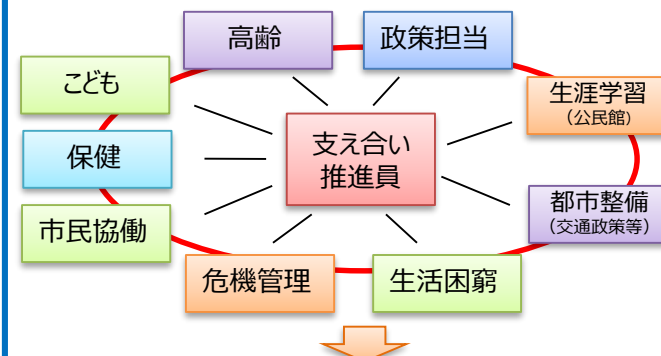
1. 計画レベルの連携(計画での位置付け)

地域共生社会推進計画
(地域福祉計画)
【保健福祉の上位計画】

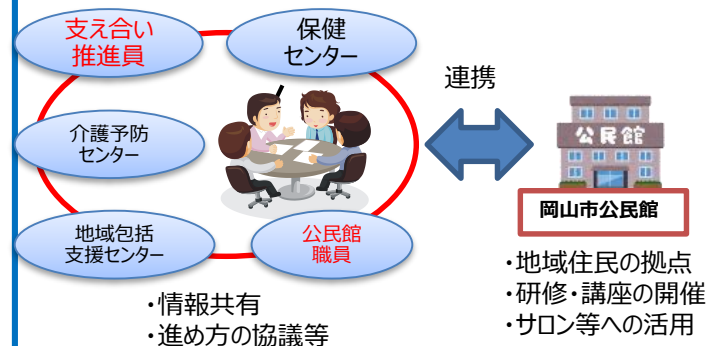
公民館基本方針
【2030年に向けた公民館の基本方針】



2. 関係課・機関の長と担当者との連携会議

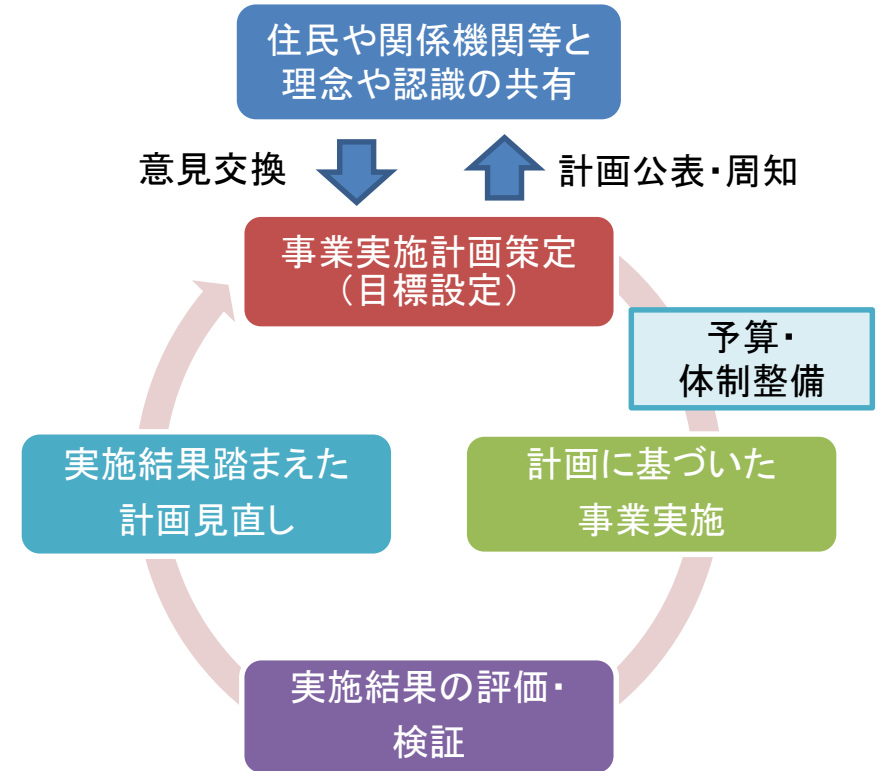


3. 現場レベルの連携(地域づくり支援ネットワークと公民館連携)



計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。（法第百六条の五）
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域（住民）が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し
 PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

計画に記載する事項

❑ 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。（厚生労働省令により規定）

- ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
（事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など）
- ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項（※下表の記載内容例を参照）
- ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標
（相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など）
- ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項
（関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など）

※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	・ 相談支援機関（窓口）の設置箇所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援	・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働	・ 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

3－2．新たな事業の財政支援について

国から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の8）

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙
- ②裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	国の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）	地域づくりに向けた支援	20/100
	第2号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）の費用のうち、調整交付金相当分	地域づくりに向けた支援	平均 5/100
	第3号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	38.5/100
	第4号	【困窮】自立相談支援事業	相談支援	3/ 4
裁量的経費	第5号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1 / 3 以内
		【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業	地域づくりに向けた支援	1 / 2 以内
		新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供		今後調整
		新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能		
新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能				

（注）多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

都道府県から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の9）

- 重層的支援体制整備事業にかかる都道府県から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。
- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号及び第2号に列挙
 - ②裁量的経費となるものを第3号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	都道府県の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）	地域づくりに向けた支援	12.5/100
	第2号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	19.25/100
裁量的経費	第3号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	25/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/3以内
		新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		今後調整

（注）多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

（注）困窮分野については
都道府県の法定負担なし

新たな事業の財政支援について

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村

市町村介護保険特別会計

<対象事業>

- 地域包括支援センター運営費分
- 生活支援体制整備事業費分
- 一般介護予防事業のうち
厚生労働大臣が定めるものの費用分

一号保険料 23 / 100

一号保険料 23 / 100

二号保険料 27 / 100

繰入れ

他の介護保険事業分

市町村一般会計

新たな事業分

（介護、障害、子育て、困窮
+ 新規機能分）

国からの交付

都道府県からの交付

個々の市町村における費用按分のフロー(案)

新たな事業に手をあげる自治体において、以下の費用按分の作業を実施して、国庫補助見込額を算出して国へ報告。

① 新事業の総事業費を積み上げ

② 新機能分等を控除(4分野からの拠出対象を算出。)

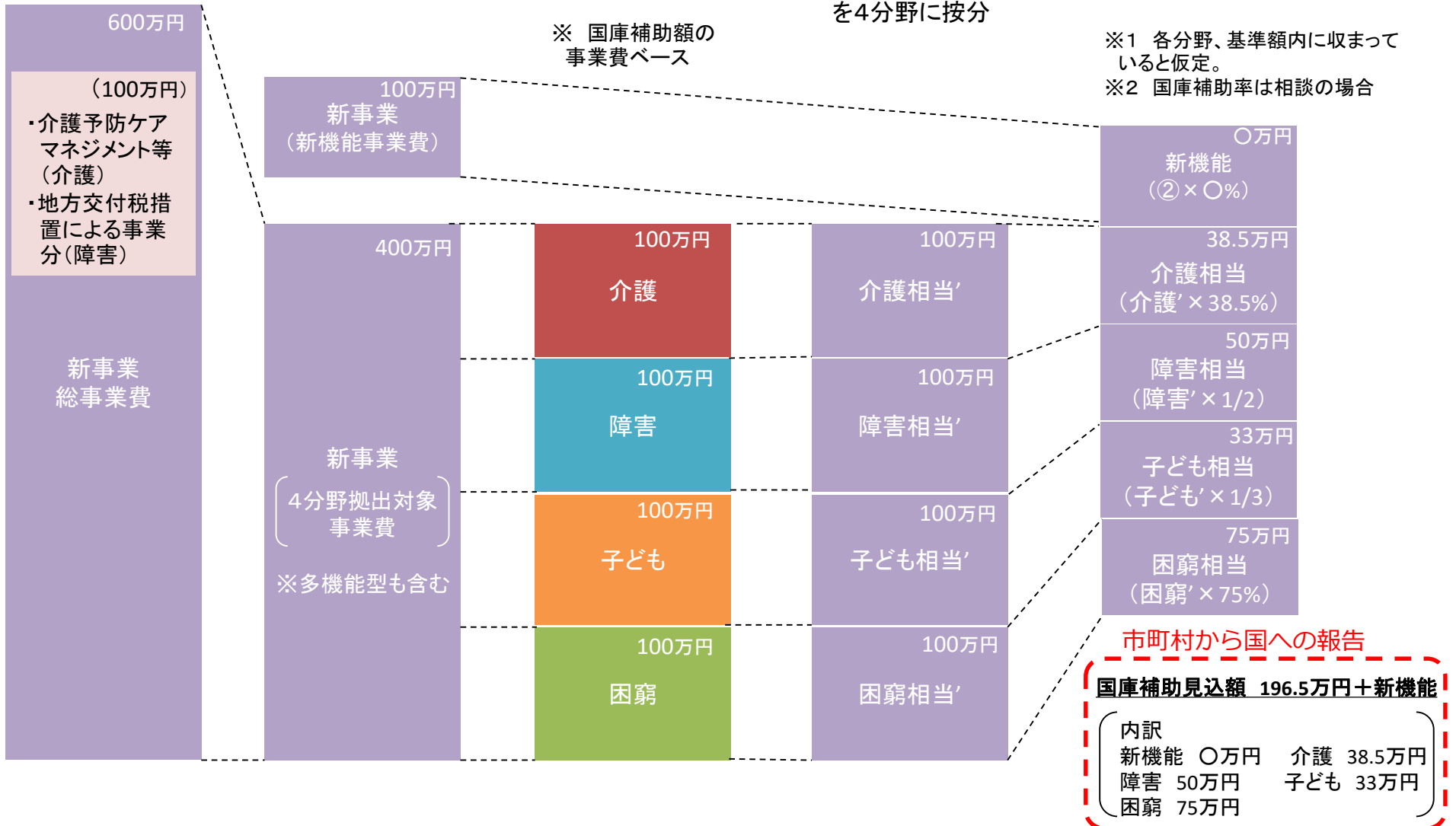
③ 過去実績額(事業費ベース)を確認

④ ③の比率により、新事業の4分野拠出対象事業費を4分野に按分

⑤ ④を各分野ごとに基準額(上限額)と比較し、低い額を採用の上、国庫補助率を乗じる。

※1 各分野、基準額内に収まっていると仮定。

※2 国庫補助率は相談の場合



補助金の一体交付等によるメリット①

○従来、分野毎に別々に交付されていた国等からの補助金について、社会福祉法に基づく1つの交付金として交付されることにより以下のようなメリットが生まれる。

市町村

- ・総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要なくなり、事務コストが軽減されるとともに、補助金の使途につき指摘を受ける懸念が払拭される。

→ 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。

支援機関・支援者

- ・タイムスタディなど補助金執行のための詳細なバックデータをとる必要がなくなり、事務コストが軽減され、本来の対人支援(ケア)に時間をかけることができるようになる。

→ 8050問題などの多様なニーズに対応する取組を行いやすくなる。

住民・利用者

- ・支援者がより多くの時間を対人支援(ケア)にかけられるようになり、提供される支援の量が増え、福祉サービスへの満足度と信頼感が高まる。

補助金の一体交付等によるメリット②

○既存の相談支援機関を支え、支援の強化につなげるため、新たな事業として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を創設することで以下のようなメリットが生まれる。

市町村

- ・属性毎の既存事業の間を埋めることで、円滑に包括的な支援体制を構築し、複合化、複雑化した課題に対応することができる。

支援機関・支援者

- ・多機関協働事業を中心として、分野横断の支援者のネットワークが構築されることで、困難事例・複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援に当たる(困り事を受け止める)ことができるようになる。(バーンアウトの防止)
- ・属性を超えた支援員間の相互のスーパーバイズや支援ノウハウの共有の仕組みが作られることで、複合的な課題への支援員の対応力の向上・スキルアップが図られる。(支援員の資質の向上)

住民・利用者

- ・自治体全体で包括的な支援体制が構築されることに伴い、複雑化・複合化した課題を有する個人や世帯であっても、たらい回しになることなく、自治体内で連携した支援体制で断らず受け止めてもらうことができる。
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心として市町村内の支援関係者全体で、必要な者や世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困り事の深刻化の防止につなげることができる。(市町村、支援者のメリットにも繋がるもの)
- ・参加支援の推進等を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進む。

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
- 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

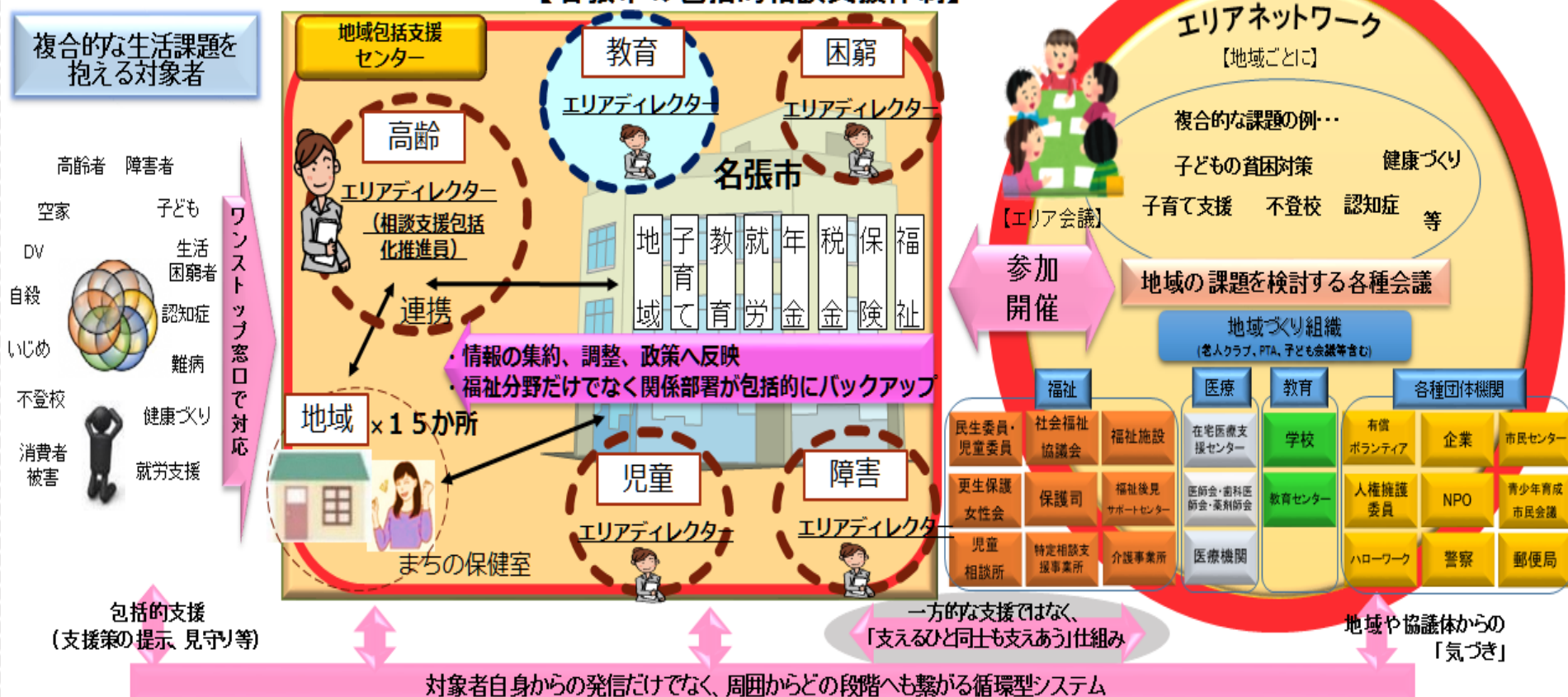
★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。

縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしてい）

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～

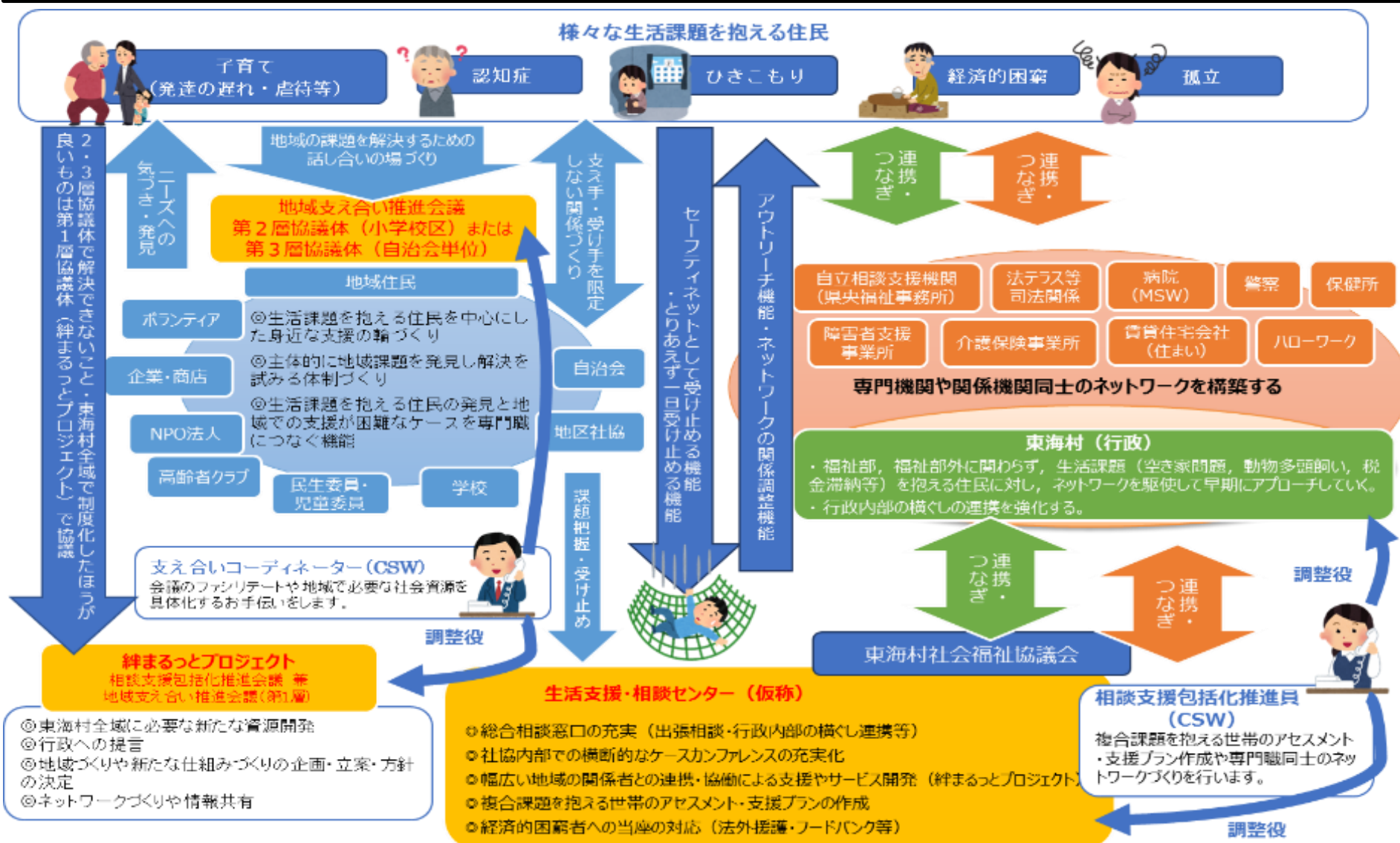
【名張市の包括的相談支援体制】



包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

地域での相談支援力を強化しつつ、住民と専門職との連携・協働

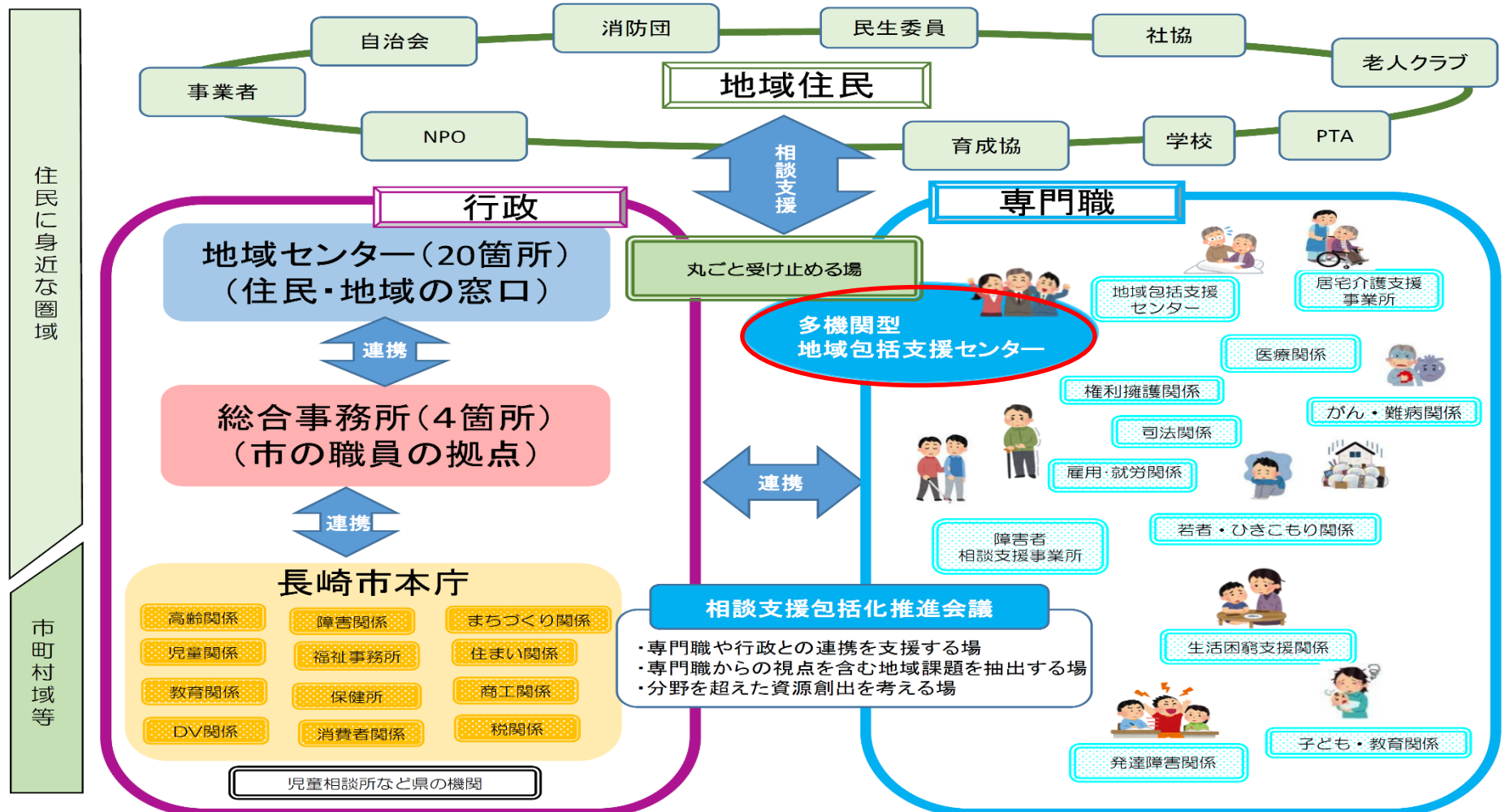
- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
- 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につなぎ解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

ワンストップ相談窓口を設置

- 市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。（地域包括支援センター運営法人に委託）
- 高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る 福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各3名を配置。
- 相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施



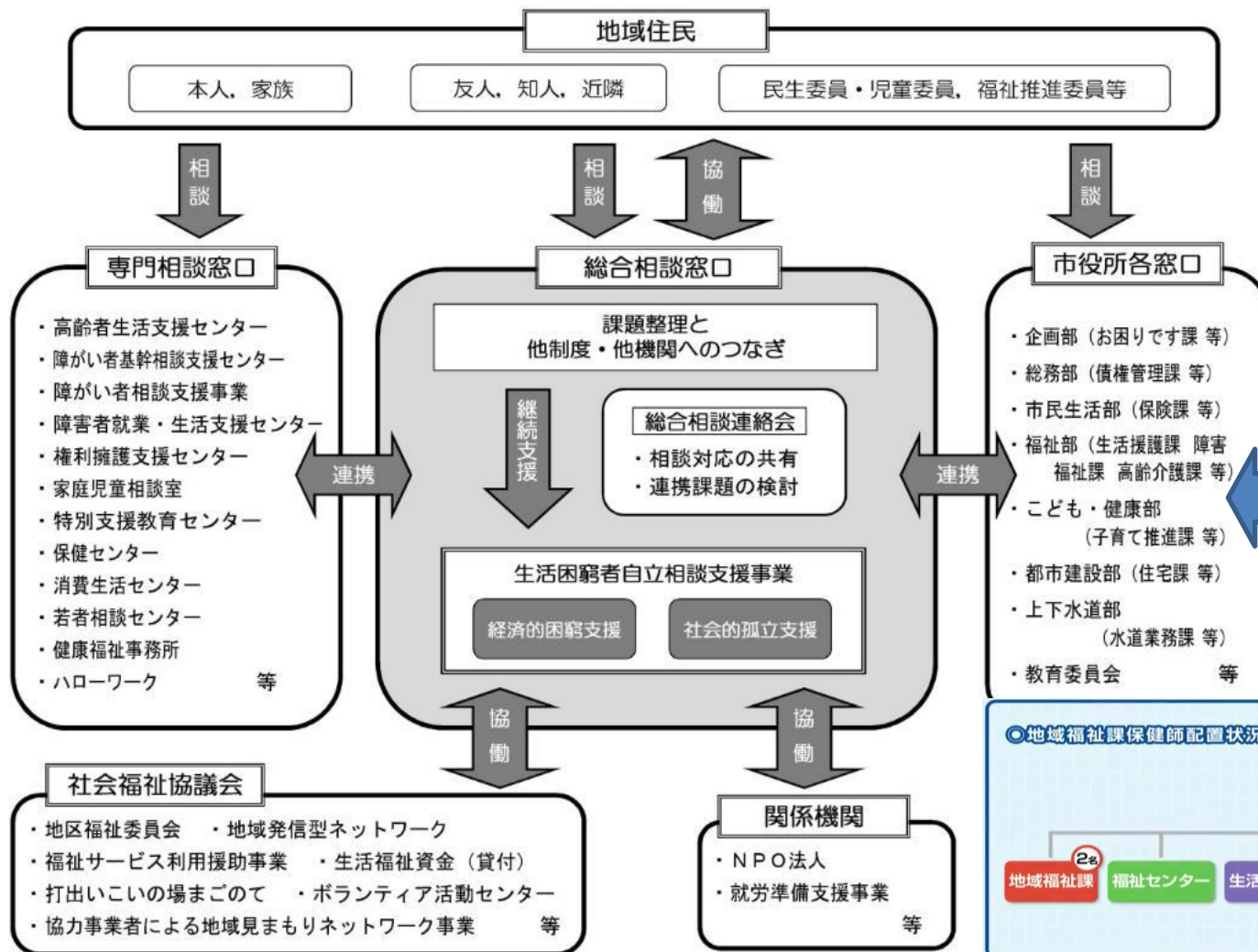
包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

- 「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。
- 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現・地域福祉係）として配置。連携のためのツール（相談をつなぐ様式）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

自治体概要※

人口 96,020 人
面積 18.47 km²
※人口 1 人あたり面積 0.019 km²
小学校数 8
中学校数 3



トータルサポート機能

- トータルサポート係の設置（平成23年4月）
 - ・令和元年度：保健師 7 名配置（専任 2・兼務 5）
 - ・保健師 4 名は地区を担当し、他機関からの相談や要請に応じて、面談や訪問等に行
 - ・部署横断的対応・制度の狭間支援を行う
 - ・保健師の専門性を活かし、個別支援、組織支援を行う
- 連携のためのツールを作成・周知
 - ・Maybe-Sheet（虐待疑い相談シート）
 - ・Feedback-Sheet
 - ・Joint-Sheet（自立相談支援機関紹介シート）

◎地域福祉課保健師配置状況



	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079力所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	687市町村	846力所 (平成31年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720力所 母子保健型 1,183力所 (平成30年度交付決定力所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月時点)

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

		実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の 負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数
					負担割合			
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター (地域支えあい推進員、協議 体の設置))	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38. 5% 都道府県 19. 25% 市町村 19. 25% 一号保険料 23%	×	1, 741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 25% 都道府県 12. 5% 市町村 12. 5% 一号保険料 23% 二号保険料 27%	×	1, 741市町村	—
障害	(自立支援)協議会 (交付税措置)	都道府県・市 町村 (複数市町村 による共同 実施可)	任意的実施	(交付税)		×	1, 722自治体 (1, 242協議会) (都道府県・市町村の合 計)	—
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村 による共同 実施可)	必須事業	機能強化分 (補助金)	国 1／2以内 都道府県 1／4以内 市町村1／4	×	1, 027自治体 ※平成29年度実績報告 における地活センター機 能強化事業実施自治体 数	3, 038力所 ※平成29年度社会福 祉施設等調査
				基礎的事業分 (交付税)	—	×	1, 741自治体	
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援 事業自体は市町村が行 う「ものとする」とされ ている ・地域子育て支援拠点事 業含め実施する事業の 組み方については自治 体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1／3 都道府県 1／3 市町村 1／3	×	237市町村 ※(「地域支援加算」の うち、地域の子育て 資源の発掘・育成を 行う取組部分)	653力所 (平成30年度交付決定 力所数)
							477市町村 ※(「地域支援加算」の うち、多様な世代との 連携等の取組部分)	1、327力所 (平成30年度交付決定 力所数)
生活困窮	生活困窮者のための共助の 基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 1／2 市町村 1／2	×	—	—

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。

例) 障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○ 各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村(委託可)	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、3職種の支援員(人員)の配置(小規模自治体等において兼務は可能)	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所(市町村地域生活支援事業)	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村(委託可、複数市町村による共同実施可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)	市町村(委託可、複数市町村による設置可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所(利用者支援事業)	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員(専任職員)を1名以上配置	市町村(委託可)	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整 等
	子育て世代包括支援センター(法律上の名称:母子健康包括支援センター)	任意(努力義務)	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村(委託可)	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

3－3．大臣指針案について

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第355号)の概要

- 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。
- 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。
- 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。

住民に身近な圏域（※）

第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施（地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化）
- 地域の課題を地域で解決していくための財源（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等）

第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じて協議）
※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（名称、所在地、担い手、役割等）
- 地域の関係者（民生委員児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）

（※）地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

市町村域

第三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じて協議）
※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる
- 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等）
- 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携）
- 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）

都道府県域

第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

大臣指針への追加事項について(現時点のイメージ案)

1. 地域福祉の推進に関する事項

- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと(社会福祉法第4条第1項関係)

2. 国及び地方公共団体の責務に関する事項

- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮すること(社会福祉法第6条第2項関係)
- 市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと(社会福祉法第6条第3項関係)

(例)

- 管内自治体の実態把握、広域実施や他の事業との一体的な実施などに向けた支援、管内の市町村における先駆的な取組等の情報収集、周知 等
- 人材育成に向けた研修、支援に携わる者同士や市町村間の情報共有の場づくり 等

3. 重層的支援体制整備事業に関する事項 (社会福祉法第106条の4等関係)

- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、重層的支援体制整備事業を実施できること
- 事業実施のための留意事項等
 - 事業における福祉の専門職・ソーシャルワークの役割について
 - 支援員に求める資質の確保について
 - 適切な委託先の選定について
 - 災害時の対応について

等

4. 地域共生のモデル事業について

○ 地域共生社会の実現に向けたモデル事業の拡充

→ 新事業への円滑な移行のため、令和 2 年度は新事業により近い形でモデル事業を実施。

令和元年まで実施してきた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業の内容に、

- ・ 新たに狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、
 - ・ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」
- 等の内容を追加した。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円

(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

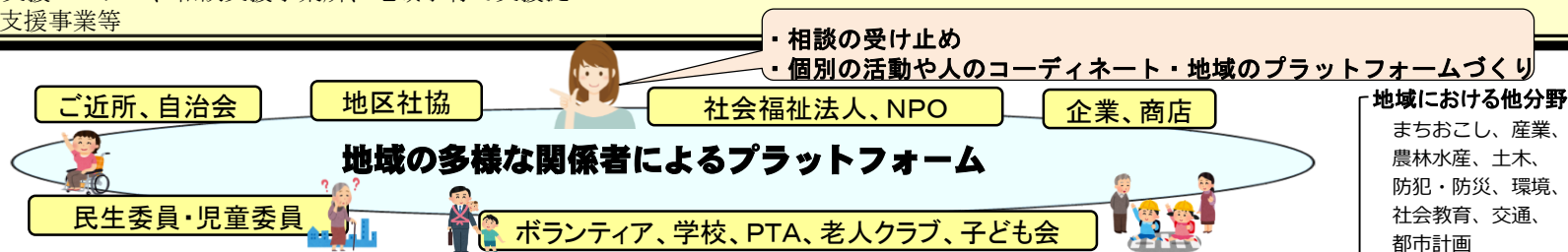
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

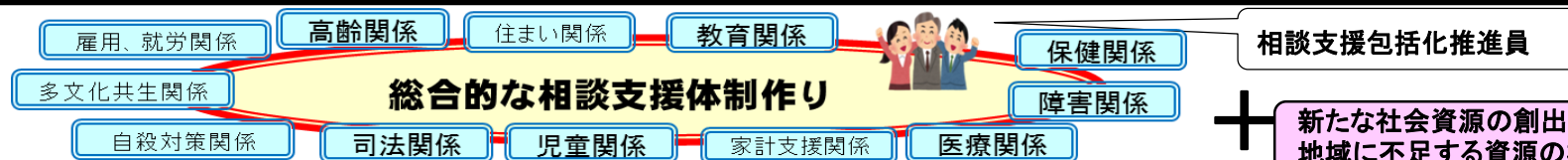
◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・ 包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

自治体概要※

人口 398,479

面積 36.60km²

小学校数* 41

中学校数* 18

※2019年4月1日現在

* 市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

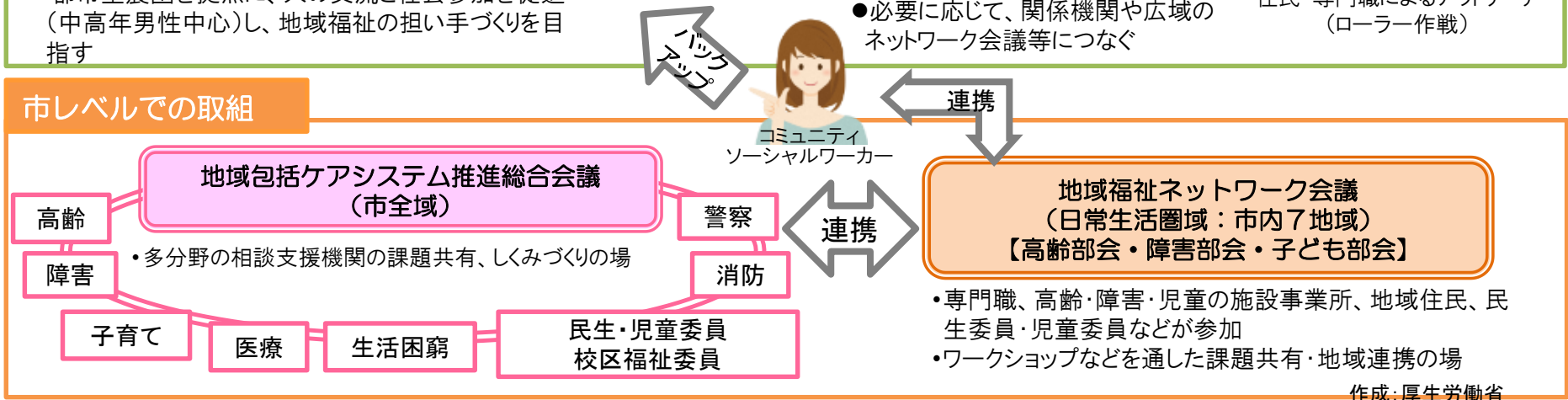
◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

市レベルでの取組



「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築(東京都江戸川区)

自治体概要※

人口 697,801

面積 49.09km²

小学校数* 70

中学校数* 33

※2019年4月1日現在

* 区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 暮らしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関が連携(バックアップ)している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート(区の補助事業)し、**現在は9か所**(2019年4月末時点)。2025年までに15か所(※)の整備を計画。

(※)区内の地域活動において重要な役割を果たしている
連合町会の単位を基本に区域割り

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
 - ① **なんでも相談**(必要に応じてアウトリーチで相談に応じる)
 - ② 子どもから高齢者まで **誰でも集える交流の場**
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③ **地域のネットワークづくり**



なごみの家 小岩

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)、看護師、地域ボランティア



出所:広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」(※)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策(例:不足している地域資源の創出等)を検討。

(※)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど。40~50人程度の参加がある。

区レベルでの取組

相談支援機関

区役所、暮らしごと相談室(生活困窮者支援)
熟年相談室(地域包括支援センター)
子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス
地域活動支援センター

バック
アップ



連携

その他関係機関

地域:町会・自治会 医療:医師会など
住まい:不動産事業者など
生活支援:NPO、民間事業者など
健康・生きがい:人生大学、健康サポートセンターなど
介護:介護事業者など
地域ボランティア:民生・児童委員、ボランティアなど
福祉:障害福祉事業所、子ども関係など

連携

作成:厚生労働省

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）【モデル事業】

自治体概要※

人口 78,553
面積 129.77km²
小学校数* 14
中学校数* 5

※2019年4月1日現在
* 市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



◎おじゃまる広場（つつじが丘地区）

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。

場



「おじゃまる広場」の光景

◎まちの保健室（地域支援事業・地域力強化推進事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）

人

- まちの保健室の業務

- ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
- ② 見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などとの協働）
- ③ 健康づくり・介護予防

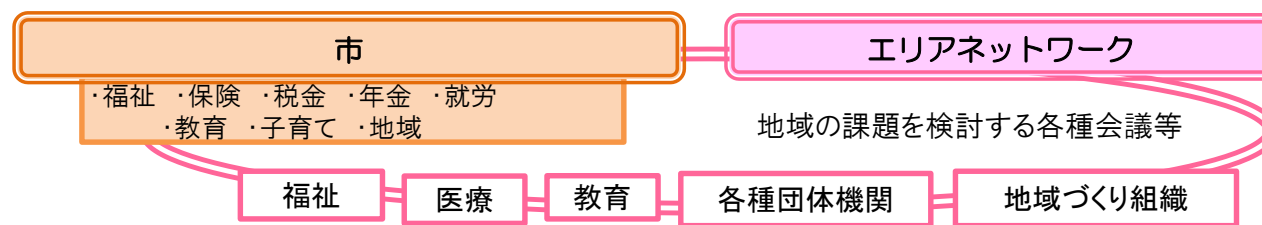


連携・協働



エリアディレクター
（相談支援包括化推進員）

市レベルでの取組



◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

参考 令和元年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施 自治体一覧表(208自治体)

都道府県名	市区町村名
北海道	釧路市
	京極町
	鷹栖町
	音威子府村
	津別町
	広尾町
	妹背牛町
青森県	札幌市
	青森県
	鯨ヶ沢町
	今別町
	蓬田村
岩手県	外ヶ浜町
	遠野市
	矢巾町
	岩泉町
宮城県	盛岡市
	石巻市
	東松島市
秋田県	涌谷町
	仙台市
	秋田県
	湯沢市
山形県	井川町
	大湯村
福島県	天童市
	山形市
茨城県	須賀川市
	郡山市
	土浦市
栃木県	ひたちなか市
	古河市
	那珂市
	東海村
群馬県	栃木県
	栃木市
	那須烏山市
	市貝町
	野木町
埼玉県	高根沢町
	那珂川町
	群馬県
	玉村町
千葉県	埼玉県
	狭山市
	草加市
	和光市
	日高市
東京都	ふじみ野市
	鳩山町
	川島町
	松戸市
	木更津市
	八千代市
	鴨川市
神奈川県	浦安市
	芝山町
	千葉市
	千葉市

都道府県名	市区町村名
東京都	東京都
	墨田区
	世田谷区
	杉並区
	江戸川区
	文京区
	中野区
	豊島区
	調布市
	日野市
神奈川県	国分寺市
	国立市
	狛江市
	八王子市
	藤沢市
新潟県	小田原市
	茅ヶ崎市
	新潟県
富山県	佐渡市
	胎内市
	村上市
	関川村
石川県	高根市
	新湊市
	氷見市
福井県	富山市
	能美市
長野県	金沢市
	福井県
	坂井市
	越前市
岐阜県	長野県
	伊那市
	下諏訪町
	富士見町
	小布施町
静岡県	原村
	朝日村
	木島平村
愛知県	岐阜県
	関市
	吉田町
	浜松市
三重県	愛知県
	長久手市
	東浦町
	名古屋市
	岡崎市
滋賀県	豊田市
	伊勢市
	桑名市
	名張市
	亀山市
	鳥羽市
	いなべ市
京都府	伊賀市
	御浜町

都道府県名	市区町村名
滋賀県	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
	高島市
京都府	甲賀市
	野洲市
	東近江市
	米原市
大阪府	竜王町
	長岡京市
	京田辺市
兵庫県	精華町
	京都市
	池田市
	高石市
	阪南市
奈良県	大阪狭山市
	太子町
	大田市
	豊中市
和歌山県	高槻市
	芦屋市
	宝塚市
鳥取県	加東市
	たつの市
徳島県	明石市
	姫路市
	奈良県
香川県	桜井市
	王寺町
岡山県	三股町
	田原本町
	奈良市
広島県	和歌山県
	和歌山市
山口県	鳥取県
	米子市
	八頭町
徳島県	琴浦町
	北栄町
香川県	大田市
	松江市
	美作市
高松市	岡山市
	倉敷市
高松市	太田市
	大竹市
高松市	広島市
	呉市
高松市	山口県
	宇部市
高松市	長門市
	徳島県
高松市	宇多津町
	琴平町
高松市	高松市
	高松市

都道府県名	市区町村名
愛媛県	愛媛県
	宇和島市
高知県	伊予市
	中土佐町
	佐川町
	黒潮町
福岡県	本山町
	高知市
	大牟田市
	八女市
	うきは市
	糸島市
	岡垣町
佐賀県	大刀洗町
	久留米市
長崎県	佐賀市
	佐々町
熊本県	長崎市
	大津町
大分県	合志市
	菊陽町
	大分県
	杵築市
宮崎県	中津市
	竹田市
	都城市
	小林市
	日向市
鹿児島県	門川町
	美郷町
	三股町
	高千穂町
	鹿児島県
鹿児島県	鹿屋市
	西之表市
	中種子町
	和泊町
鹿児島県	瀬戸内町
	宇検村

・・・黄色は新規実施

<参考>人口規模別モデル事業実施自治体数と割合(令和元年度)

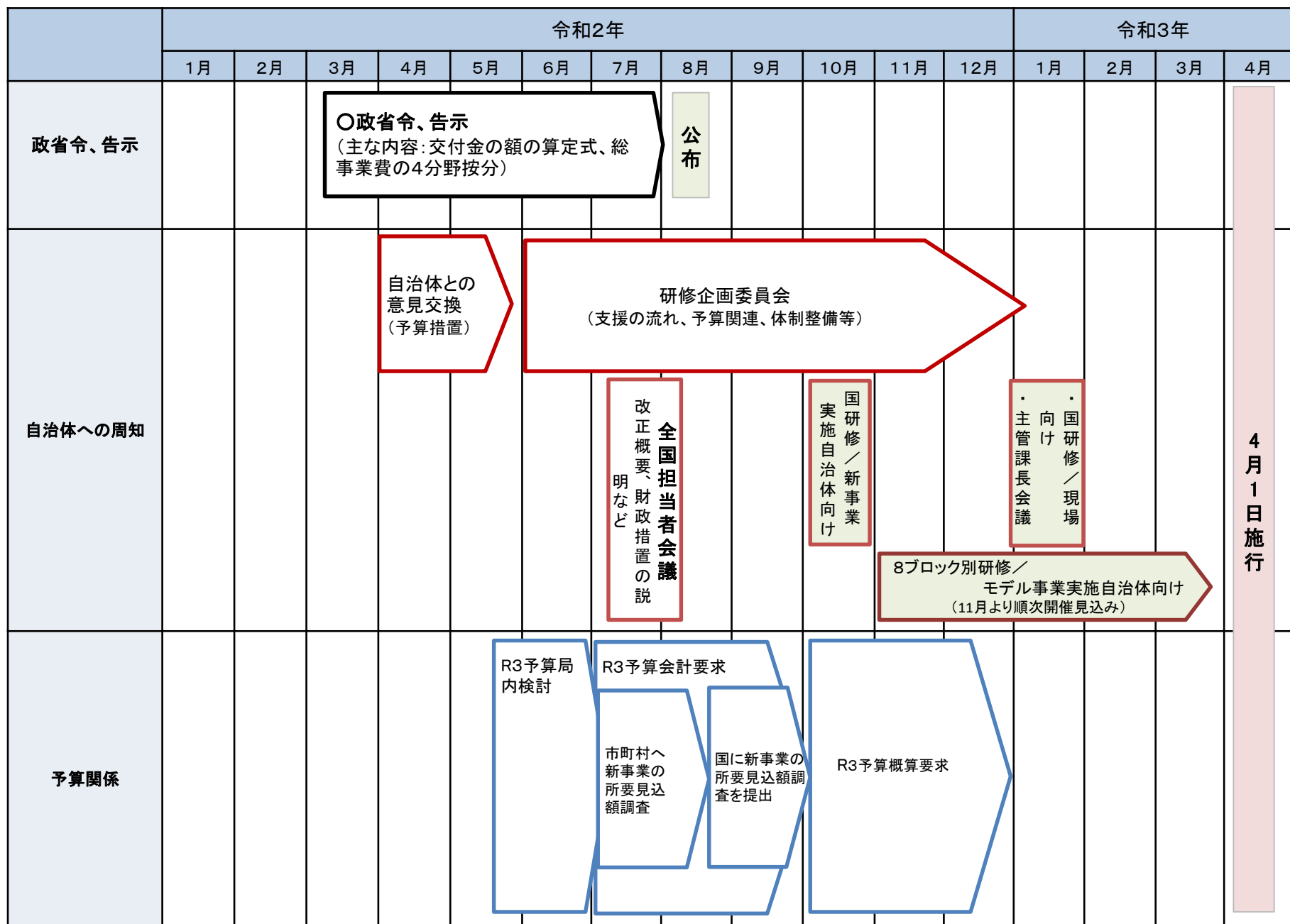
1万人以下%	1万人から5万人未満		5万人から10万人未満	10万人から20万人未満	20万人から50万人未満	50万人から100万人未満	100万人以上	都道府県
北海道京極町	青森県鰺ヶ沢町	滋賀県竜王町	福島県須賀川市	北海道釧路市	岩手県盛岡市	千葉県千葉市	北海道札幌市	青森県
北海道妹背牛町	岩手県遠野市	京都府精華町	茨城県那珂市	宮城県石巻市	山形県山形市	東京都世田谷区	宮城県仙台市	秋田県
北海道鷹栖町	岩手県矢巾町	大阪府太子町	埼玉県和光市	茨城県土浦市	福島県郡山市	東京都杉並区	愛知県名古屋	栃木県
北海道音威子府村	岩手県伊予市	兵庫県加東市	埼玉県日高市	茨城県古河市	埼玉県草加市	東京都江戸川区	京都府京都市	群馬県
北海道津別町	宮城県東松島市	奈良県田原本町	東京都国立市	茨城県ひたちなか市	千葉県松戸市	東京都八王子市	大阪府大阪市	埼玉県
北海道広尾町	宮城県涌谷町	奈良県王寺町	東京都狛江市	栃木県栃木市	東京都文京区	新潟県新潟市	広島県広島市	東京都
青森県今別町	秋田県湯沢市	島根県大田市	新潟県村上市	埼玉県狭山市	東京都墨田区	兵庫県姫路市		新潟県
青森県蓬田村	山形県天童市	鳥取県八頭町	新潟県佐渡市	埼玉県ふじみ野市	東京都中野区	岡山県岡山市		長野県
青森県外ヶ浜町	茨城県東海村	鳥取県琴浦町	石川県能美市	千葉県木更津市	東京都豊島区			福井県
岩手県岩泉町	栃木県那須烏山市	鳥取県北栄町	福井県越前市	千葉県八千代市	東京都調布市			岐阜県
秋田県井川町	栃木県市貝町	岡山県美作市	福井県坂井市	千葉県浦安市	神奈川県茅ヶ崎市			愛知県
秋田県大潟村	栃木県野木町	広島県大竹市	長野県伊那市	東京都日野市	神奈川県藤沢市			奈良県
千葉県芝山町	栃木県高根沢町	山口県長門市	岐阜県関市	東京都国分寺市	富山県富山市			和歌山県
新潟県関川村	栃木県那珂川町	香川県宇多津町	静岡県浜松市	神奈川県小田原市	石川県金沢市			鳥取県
長野県原村	群馬県玉村町	高知県黒潮町	愛知県長久手市	三重県伊勢市	愛知県岡崎市			山口県
長野県朝日村	埼玉県川島町	高知県佐川町	愛知県東浦町	三重県桑名市	愛知県豊田市			徳島県
長野県木島平村	埼玉県鳩山町	福岡県うきは市	三重県名張市	滋賀県彦根市	大阪府豊中市			愛媛県
三重県御浜町	千葉県鴨川市	福岡県岡垣町	三重県伊賀市	滋賀県長浜市	大阪府高槻市			大分県
香川県琴平町	新潟県胎内市	福岡県大川町	滋賀県近江八幡市	滋賀県草津市	兵庫県明石市			鹿児島県
高知県本山町	富山県氷見市	長崎県佐々町	滋賀県甲賀市	滋賀県東近江市	兵庫県宝塚市			
高知県中土佐町	長野県下諏訪町	熊本県大津町	滋賀県野洲市	大阪府池田市	奈良県奈良市			
宮崎県美郷町	長野県富士見町	熊本県菊陽町	京都府長岡京市	鳥取県米子市	和歌山県和歌山市			
宮崎県高千穂町	長野県小布施町	大分県竹田市	京都府京田辺市	山口県宇部市	島根県松江市			
鹿児島県中種子町	静岡県吉田町	大分県杵築市	大阪府高石市	福岡県大牟田市	岡山県倉敷市			
鹿児島県宇検村	三重県亀山市	宮崎県小林市	大阪府大阪狭山市	福岡県糸島市	広島県呉市			
鹿児島県瀬戸内町	三重県鳥羽市	宮崎県三股町	大阪府阪南市	宮崎県都城市	香川県高松市			
鹿児島県和泊町	三重県いなべ市	宮崎県門川町	兵庫県芦屋市	鹿児島県鹿屋市	高知県高知市			
	滋賀県高島市	鹿児島県西之表市	兵庫県たつの市		福岡県久留米市			
	滋賀県米原市		奈良県桜井市		佐賀県佐賀市			
			岩手県宇和島市		長崎県長崎市			
			福岡県八女市					
			熊本県合志市					
			大分県中津市					
			宮崎県日向市					

【参考】人口規模別のモデル事業実施自治体の数、及び実施率(実施率は、各人口規模別の自治体数に占める本事業の実施市町村数の割合)

	1万人以下	1万人から5万人未満	5万人から10万人未満	10万人から20万人未満	20万人から50万人未満	50万人から100万人未満	100万人以上	都道府県
実施自治体数	27	57	34	27	30	8	6	19
実施率	5.6%	7.5%	12.2%	17.5%	31.6%	34.8%	54.5%	40%

5. 今後の施行スケジュール

重層的支援体制整備事業の施行に向けたスケジュール



- 一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。
- 二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。
- 三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

四～九（略）

一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二～六（略）